

# 知的財産権のライセンス拒絶

弁護士

平山賢太郎

Hirayama Kentaro

## 論点

- |  |   |
|--|---|
| <p>▶ 知的財産権のライセンス拒絶やライセンス供与範囲制限（単独の直接取引拒絶）が独禁法違反と評価されるのはいかなる場合か</p> | <p>▶ 標準規格に含まれる知的財産権に基づく差止請求や損害賠償請求が制限されるのはいかなる場合か</p> |
|--|---|

## 警告・判例

- ① 公取委警告平成15年4月22日  
コナミ株式会社に対する件
- ② 知財高判平成18年7月20日（判例集未掲載。日之出水道機器事件）  
平成18年（ネ）第10015号／日之出水道機器株式会社対六寶産業株式会社／損害賠償請求控訴事件
- ③ 東京地判平成25年2月28日（判時2186号154頁）  
平成23年（ワ）第38969号／Apple Japan 合同会社対三星電子株式会社／債務不存在確認請求事件
- ④ 東京地決平成25年2月28日（判例集未掲載）  
平成23年（ヨ）第22027号・第22098号／三星電子株式会社対Apple Japan 合同会社／特許権仮処分命令申立事件

## 警告・判例のポイント

### 警告①

#### ▶ 事実

我が国12球団から構成される社団法人日本野球機構は、かねてから、野球ゲームソフトに用いられる球団名、選手名、球団マーク等に係る知的財産権の権利処理窓口としてソフトメーカーに対してライセンス供与を行っていたところ、家庭用ゲームソフトメーカーであるコナミ株式会社に対して、球団名、選手名、球団マーク等に係る知的財産権について、平成12年4月1日から3年間を対象期間として、プロ野球ゲームソフトにおける独占的使用許諾契約を締結した。同契約においては、コナミは、特段の合理的理由がない限り、上記知的財産権を同社以外の家庭用ゲームソフトメーカーに再許諾するものとされていた。

しかしコナミは、一部の家庭用ゲームソフトメーカーに対し、再許諾契約の締結を遅延させ、又は再許諾契約の締結申請を受け付けないことにより、これら家庭用ゲームソフトメーカーによるプロ野球ゲームソフトの新製品発売を遅延させた疑いのある行為をしていた。また、日本野球機構は、独占的使用許諾を行うにあたりコナミに対して他のゲームソフトメーカーへの再許諾を求めていたにもかかわらず、コナミの上記行為を看過していた。

---

## ▶ 警告要旨

公正取引委員会（以下「公取委」という）は、コナミに対し、当該行為が独禁法 19 条（一般指定 2 項）に違反するおそれがあるものとして警告を

行った。また公取委は、日本野球機構に対し、球団名、球団マーク等の知的財産権の使用を許諾する際に独禁法に十分留意するよう要請を行った。

---

## ▶ ポイント

本件は、公取委が、知的財産権の単独の直接取引拒絶について、独禁法に違反するおそれがある

旨の考え方を明らかにしたものである。

---

## 判例②

### ▶ 事実

北部九州の各自治体では、かねてから、各自治体領域内で用いる上下水道用の人孔鉄蓋（マンホール）について、X（日之出水道機器株式会社。原告・被控訴人）が保有する特許権等を実施した日之出型鉄蓋を仕様として指定するところが多く、そのような地域では、事実上、日之出型鉄蓋でなければ、当該自治体の下水道事業向けの鉄蓋として取引の対象とされないようになっていた。

同社は、日之出型鉄蓋がこのような指定を受けるに当たり、各地方自治体に対して、「貴市が本件人孔鉄蓋（蓋及び受枠）の製造販売業者として適当であると御判断される業者に対しましては、貴市の公共下水道事業に限り、本工業所有権の実施を許諾し、本製品の円滑な供給に貢献させていただき所存でございます」との旨の書面を差し入れ、各自治体が人孔鉄蓋の製造販売業者として認

定している業者に対して本件特許権等の実施許諾をする旨約束していた。

その上で同社は、Y（六寶産業株式会社。被告・控訴人）その他の認定業者に対して人孔鉄蓋（蓋及び受枠）（本製品）の製造・販売に係る通常実施権を付与していたが、その際に製造販売数量（許諾数量）の上限を定め、Y が許諾数量を超えて本製品を販売する場合には、超過数量相当の本製品について製造を X に委託し X が六寶産業のブランドを付した本製品を Y に供給することとしていた。

本件は、X が、Y が許諾数量を超えて本製品を製造販売する債務不履行があったとして、Y に対して損害賠償の支払いを求めた事案である。原判決は、X の請求を一部認容したため、Y は、敗訴部分を不服として控訴した。

---

### ▶ 判旨

控訴棄却。

「独占禁止法 21 条は、『この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。』と規定している。この趣旨は、特許権は、業としての特許発明の実施の独占権であり（特許法 68 条）、実用新案権、意匠権等もこれと同様の実施の独占権であること（実用新案法 16 条、意匠法 23 条等）から、特許権等の権利行使と認められる場合には、独占禁止法を適用しないことを確認的に規定したものであって、発明、考案、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与する

ことを目的（特許法 1 条、実用新案法 1 条、意匠法 1 条）とする特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的に反するような不当な権利行使については、独占禁止法の適用が除外されるものではないと解される。」

「X が、認定業者に対し、本件特許権等について、これを無償で実施できる上限の製造販売量を定め、この許諾数量を超える分については X に製造を委託することを義務づけることとして通常実施権を許諾するという方式をとること自体は、何ら不合理なものとはいえず、また、本件特許権等が無償で実施できる許諾数量の上限を、各自治

体における総需要数を推定し、その一定割合を X 以外の認定業者数で均等割した数量を基準として定めることも、それ自体特段不合理なものとはいえない。」「もっとも、X は、上下水道用の人孔鉄蓋について日之出型鉄蓋を仕様として指定している各自治体においては、本件特許権等の実施許諾を通じてその市場を支配し得る地位にあることからすると、X がその支配的地位を背景に許諾数量の制限を通じて市場における実質的な需給調整を行うなどしている場合には、その具体的事情によっては、特許権等の不当な権利行使として、

許諾数量制限について独占禁止法上の問題が生じ得る可能性があるといえる。」

本件においては、「各自治体における鉄〔蓋〕市場において、その結果としての〔需〕給調整効果が実際に実現されているとか、業者間の公正な競争が実際に阻害されているといった事情を認めるに足りる確かな証拠はなく、本件各契約における許諾数量の制限が、本件特許権等の不当な権利行使に当たり、独占禁止法に違反すると認めるには足りない。」

## ▶ ポイント

本件は、裁判所が、知的財産権の許諾数量制限について、特許制度等の趣旨を逸脱し又は特許制度等の目的に反するような不当な権利行使に関し

ては独禁法の適用が除外されない旨を一般論として明らかにしたものである。

## 判例③

### ▶ 事実

いわゆる第3世代携帯無線通信標準規格（UMTS 規格）に必須の特許に係る特許権者である Y（三星電子。本件被告、判例④債権者）は、X（Apple Japan 合同会社。本件原告、判例④債務者。米国企業である「アップル社」の子会社）によるスマートフォン及びタブレット製品（iPhone 4 及び iPad 2）の輸入及び販売が特許権侵害に当たる旨主張して、本件特許権に基づく差止請求権を被保全権利として、本件各製品の生産、譲渡等についての差止仮処分を求めた（以上、判例④）。これに対し、X は、Y が特許権侵害（不法行為）に基づく損害賠償請求権を有しないことの確認を求めた（以上、判例③）。

アップル社と Y 間のライセンス交渉の過程において、Y は、アップル社に対し、UMTS 規格に必須の Y 保有特許（出願中のものを含む）の全世界的かつ非独占的なライセンスについて、FRAND（公正、合理的かつ非差別的〔fair, reasonable and non-discriminatory〕）条件に従ったライセンス条件であるとして具体的な料率の提示をしたものの、その際には、上記ライセンス条件の算定根拠を示すことがなかった。また、その後、アップル社から、Y の本件ライセンス提示が FRAND 条件に従ったものとアップル社におい

て判断することができるようにするために、Y がアップル社に支払うことを求めるロイヤルティ料率を他社も支払っているかの確認を含む情報、Y と他社との間の必須特許のライセンス契約に関する情報を開示するよう要請があったにもかかわらず、Y が上記ライセンス条件の算定根拠を示すことはなかった。

他方、アップル社は、Y が UMTS 規格に必須であると宣言した本件特許を含む特許について、書簡によりロイヤルティの具体的な料率を提示して FRAND 条件でのライセンス契約の申出をし、さらには、ロイヤルティ料率を算定するに当たってのアップル社の基本的な考え、算定基準等を示してクロスライセンスを含む具体的なライセンス案を提示した。しかし Y は、アップル社が提示したライセンス条件に対する具体的な対案を示すことなく、アップル社が Y のライセンス提示を不本意とするならばアップル社において具体的な提案をするよう要請するのみであった。

## ▶ 判旨

Xによる債務不存在確認請求(判例③)を認容、Yによる差止仮処分申立(判例④)を却下。

「[これらの事情]に鑑みると、Yは、アップル社の再三の要請にもかかわらず、アップル社において被告の本件ライセンス提示又は自社のライセンス提案がFRAND条件に従ったものかどうかを判断するのに必要な情報(被告と他社との間の必須特許のライセンス契約に関する情報等)を提供することなく、アップル社が提示したライセンス条件について具体的な対案を示すことがなかったものと認められるから、Yは、UMTS規格に必須であると宣言した本件特許に関するFRAND条件でのライセンス契約の締結に向けて、重要な情報をアップル社に提供し、誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反したものと認めるのが相

当である。」

権利濫用の成否について、①Yが、本件特許権についてのライセンス契約締結準備段階における、重要な情報を相手方に提供し誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反していること、②かかる状況において、Yは、本件口頭弁論終結日現在、仮処分申立て(判例④)を維持していること、③Yの標準化機関に対する本件特許の開示が、本件特許に係る技術が標準規格に採用されてから約2年を経過していたこと、④その他アップル社とYとの間の本件特許権についてのライセンス交渉経過において現れた諸事情を総合すると、Yが、上記信義則上の義務を尽くすことなく本件特許権に基づく損害賠償請求権を行使することは、権利の濫用に当たるものとして許されない。

## ▶ ポイント

本件は、知的財産権の単独の直接取引拒絶について、特許権者が契約締結準備段階における信義則上の情報提供義務・誠実交渉義務に違反したこ

と等の事情を総合的に考慮し、特許権者による差止請求及び損害賠償請求についていずれも民法上の権利濫用にあたり許されないとしたものである。

## 解説

### I. 知的財産権の単独の直接取引拒絶(ライセンス拒絶)に対する独禁法の適用

#### 1. 単独の直接取引拒絶(一般指定2項)の違法性

本稿において検討する事案は、いずれも、特許権その他の知的財産権に係る権利者による単独かつ直接のライセンス拒絶の許否が問題とされたものである。なお、ライセンス許諾における許諾数量制限(判例②)も、典型的には当該上限を超える場合におけるライセンス拒絶を意味するものであることから、ライセンス拒絶の一形態とみることができよう。

単独の直接取引拒絶(一般指定2項)について、「流通・取引慣行ガイドライン」は、市場における有力な原材料製造業者が、競争者を市場から排除するなどの独禁法上不当な目的を達成するための手段として、自己の供給する原材料を用いて完成品を製造する自己と密接な関係にある事業

者の競争者を当該完成品の市場から排除するために、当該競争者に対し従来供給していた原材料の供給を停止することによって、取引を拒絶される事業者の通常の事業活動が困難となるおそれがある場合における当該行為等は不公正な取引方法に該当し違法となる旨の考え方を示している(第一部・第三・2)。

また、裁判例においても、銀行が他行との間のATMによる現金払出し等の業務委託契約を解約しこれに基づく電信送信を停止した行為について、原則として取引先選択権の正当な行使であって独禁法に違反しないとしつつ、例外的に、独禁法上不当な目的を達成するための手段として取引拒絶を行い相手方の事業活動が困難となるおそれが生じる場合には違法とされる旨判示されている(東京地判平成23・7・28判時2143号128頁)。

#### 2. 適用除外(独禁21条)との関係

知的財産権の単独直接ライセンス拒絶について

は、当該行為がまさに知的財産権の核心というべき権利行使とみられる行為であることから、独禁法 21 条にいう「著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為」として常に独禁法の適用が除外されるのではないかが問題となる。

#### (1) 独禁法 21 条をめぐる解釈論と正当化理由

「知的財産ガイドライン」は、技術の利用に係る制限行為のうち①そもそも権利の行使とはみられない行為及び②外形上は権利の行使とみられるが実質的に権利の行使とは評価できない場合は「権利の行使と認められる行為」と評価できず独禁法の適用が除外されない旨の考え方を示しており（第 2・1）、かかる解釈はその後の公取委先例においても確認されている（第一興商事件・公取委審判審決平成 21・2・16 審決集 55 巻 500 頁 [本誌 11 審決①]）。

独禁法 21 条の趣旨を以上のように捉える場合には、独禁法 21 条は特許権等の行使と認められる行為に独禁法を適用しないことを確認的に規定したものにすぎないこととなる。それゆえ、同条の趣旨や解釈をめぐる議論は、より一般的に、創作等インセンティブを考慮することによる「正当化理由」の成否の問題として位置付けることも可能となる（白石忠志『独占禁止法〔第 2 版〕』[有斐閣・2009] 383 頁）。こうして、知的財産権行使に対する独禁法の適用を検討するにおいては、知的創作や努力のためのインセンティブ確保の観点から目的の正当性及び手段の相当性が問われることとなると考えられる。

#### (2) 「権利の行使と認められる」行為該当性

「知的財産ガイドライン」において、独禁法 21 条にいう「権利の行使と認められる」行為とは、外形上権利の行使とみられる行為であって、かつ、実質的に権利の行使と評価できない場合に該当しない行為をいうとされている（第 2・1）。

##### ① 外形上権利の行使とみられる行為

知的財産権法における「権利の行使」とは、権利者が他者に対して知的財産権を利用させないようにする行為や利用範囲を制限する行為をいい、典型的には侵害行為に対する差止・損害賠償請求訴訟の提起・遂行等が外形上「権利の行使とみられる行為」にあたりと解されている。

例えば、ア 侵害訴訟の提起・遂行や侵害行為に対する警告、イ ライセンス拒絶、ウ ライセンス

供与の際の利用範囲（実施態様〔販売、製造等〕、期間、地理的範囲等）の限定、エ 実施料（ライセンス料）の設定等が「権利の行使」にあたりと解されているほか（なお参照、菅久修一編著『独占禁止法』[商事法務・2013] 323 頁、根岸哲編『注釈独占禁止法』[有斐閣・2009] 539 頁〔和久井理子〕）、オ ライセンス供与の際における許諾数量の設定も「権利の行使」にあたりとされている（大阪地判平成 20・1・22 裁判所ウェブサイト等）。

本稿において検討する警告及び裁判において検討の対象とされている各行為は、順にそれぞれ上記イ、オ、ア及びエに該当する行為であるから、いずれも外形上権利の行使とみられる行為にあたりとみることができよう。

##### ② 実質的に権利の行使と評価できない場合に該当しない行為

「知的財産ガイドライン」は、外形上は権利の行使とみられる行為であっても、当該行為の「目的」、「態様」、「競争に与える影響の大きさ」も勘案した上で、事業者が創意工夫を発揮させ技術の活用を図るといふ知的財産制度の趣旨を逸脱し又は同制度の目的に反すると認められる場合には「権利の行使と認められる行為」と評価できず、当該行為に対する独禁法の適用は除外されない（独禁法が適用される）としている。

「知的財産ガイドライン」は、権利者によるライセンス拒絶について「権利の行使と認められる行為」と評価できない場合（独禁法が適用される場合）を例示しているところ、上記の検討要素のうち行為の「目的」及び「態様」について参考となる具体例として、「ある技術が一定の製品市場における有力な技術と認められ、多数の事業者が現に事業活動において、これを利用している場合に、これらの事業者の一部の者が、当該技術に関する権利を権利者から取得した上で、他の事業者に対してライセンスを拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為（横取り行為）」（第 3・1・(1)・イ）、「多数の事業者が製品の規格を共同で策定している場合に、自らが権利を有する技術が規格として採用された際のライセンス条件を偽るなど、不当な手段を用いて当該技術を規格に採用させ、規格が確立されて他の事業者が当該技術についてライセンスを受けざるを得ない状況になった後でライセンスを拒絶し、当該規格の製品の開発や製造を困難とする行為」（第 3・

1・(1)・エ)、「自己の競争者がある技術のライセンスを受けて事業活動を行っていること及び他の技術では代替困難であることを知って、当該技術に係る権利を権利者から取得した上で、当該技術のライセンスを拒絶し当該技術を使わせないようにする行為」(第4・2・(1))等を、私的独占(独禁3条前段)ないし不公正な取引方法(独禁19条)に該当し得る行為として挙げている(このほか、「パテントプールガイドライン」にも類似の具体例が挙げられている)。

また「知的財産ガイドライン」は、上記の検討要素のうち「競争に与える影響の大きさ」の検討に関して、技術の有力性や制限行為の相当性を挙げ、有力と認められる技術はそれ以外の技術に比べて技術の利用に係る制限行為が競争に及ぼす影響は相対的に大きい旨の考え方を示しており、技術市場又は製品市場で事実上の標準としての地位を有するに至った技術は有力な技術と認められる場合が多いとしている。また、競争に対して及ぼす影響の判断に当たっては「制限を課すことについての合理的理由の有無」も要素となるとしている。

## II. 警告・判例について

### 1. 警告①について

警告①は、社団法人日本野球機構が球団名や選手名等に係る知的財産権をプールし、それについてコナミに対して独占的使用許諾契約を締結したところ、その際、前記知的財産権を特段の合理的理由がない限り、同社以外の家庭用ゲームソフトメーカーに再許諾することとしていたにもかかわらず、一部のソフトメーカーに対し、再許諾契約の締結を遅延させ、又は再許諾契約の締結の申請を受け付けないことによって、プロ野球ゲームソフトの新製品の発売を遅延させていた疑いがあるとされた事例である。

家庭用プロ野球ゲームソフトは、プロ野球12球団の球団名、球団マーク、選手の肖像、氏名等を使用したものが中心となっていたところ、野球ゲームを制作、販売するゲームソフトメーカーにとっては、これら球団名等に係る知的財産権について野球機構から使用許諾を受けることが必要不可欠となっていた(西村元宏「警告①解説」公正取引634号[2003]95頁)。警告①は、コナミによるライセンス拒絶等について、関連知的財産権の必須性にかんがみると競争に対して与える影響は無

視しえないと判断したものと考えることができる。

なお、本件を正当化理由(上記I2(1)参照)の観点から検討しても、コナミによるライセンス拒絶が日本野球機構との間の独占的使用許諾契約締結の際には想定されなかったものであることからすれば、当該行為にはいわゆる横取り行為(上記I2(2)②参照)にも類する不合理性が見いだされるものであり、そもそも「独占禁止法第21条との関係が生ずるようなものではない」(西村・前掲97頁)というべきものであるから、正当化は困難であるといえよう。

### 2. 判例②について

判例②は、裁判所が、知的財産権の単独の直接取引拒絶(許諾数量制限)について、特許制度等の趣旨を逸脱し又は特許制度等の目的に反する場合には独禁法の適用は除外されない旨を一般論として明らかにしたものである。

判例②は、独禁法21条による適用除外について検討するに際して、日之出水道が市場を支配し得る地位にあるという事実を摘示したうえで、「〔需〕給調整効果が実際に実現されているとか、業者間の公正な競争が実際に阻害されているといった事情」の有無について検討している。このことは、「知的財産ガイドライン」が独禁法21条の「権利の行使と認められる行為」該当性の検討要素として「競争に与える影響の大きさ」を掲げていることにも沿うものであるが、結局のところかかる検討は、私的独占における弊害要件である競争の実質的制限(独禁2条5項)に係る検討と実質的に重なるものということもできよう(なお、判例②が競争が「実際に」阻害等されているか否かを検討していることに注目し、不公正な取引方法〔一般指定2項等〕の要件である公正競争阻害性を生じているにとどまる事案では独禁法21条による適用除外は否定されないこととなる旨論じるものとして、青柳由香「判例②批評」知的財産法政策学研究20号[2008]299頁がある)。

なお、判例②においては、競争に与える影響に関する上記の事実関係の存在が認められなかったことから、さらにすすんで当該ライセンス許諾数量制限に係る正当化理由(上記I2(1)参照)について踏み込んだ検討が行われることはなかった。

### 3. 判例③について

アップル社と三星電子との間では両社保有特許に基づく差止請求等が世界各国において行われて

いるところ、判例③及び判例④は、我が国の裁判所が、FRAND 宣言が行われている標準規格必須宣言特許に基づく差止仮処分申立てや損害賠償請求について、いずれも権利の濫用にあたり許されないとしたものである。

### (1) 標準規格特許と「FRAND 宣言」

本件特許権は、いわゆる第3世代携帯無線通信に係る規格に必須の標準規格必須特許権である。情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、新製品の市場を迅速に立ち上げ、需要の拡大を図るため、異なる機種間の情報伝達方式や接続方法などについて標準化機関（規格策定団体）において規格を策定し、広く普及させる必要性が高く、関連する事業者が共同で規格を策定し、広く普及を進める活動が行われている。このような規格策定活動の結果、規格で規定された機能・効用を実現するために必要な技術に関し特許権を有する者が多数生じることとなる。当該特許権の中には、当該規格に準拠する製品を製造・販売等するために必須のもの（標準必須特許）が含まれることとなる。

標準規格必須特許権を保有する者は、特許権を侵害して規格に準拠する製品を製造する者に対して、当該製品の製造・販売・輸入等を差止め、これとあわせて、あるいは別途、損害賠償を請求することが考えられる。しかし、標準規格が新製品の市場を迅速に立ち上げ、需要の拡大を図るため策定されるものであることから、標準化機関はいわゆる IPR ポリシー（知的財産権取扱指針）を定め、標準規格に必須の特許権を保有する者は IPR ポリシーの定めに従って当該特許を公正、合理的かつ非差別的なライセンス条件によりライセンス許諾する用意がある旨を宣言するものとされている。当該宣言は頭文字をとって「FRAND 宣言」と呼ばれている（無償ライセンスの宣言が行われる場合もある）。

### (2) 標準規格特許に係る 差止請求制限・損害賠償請求制限

判例③及び判例④は、三星電子が権利行使しようとした特許権が、同社が欧州の標準化機関に対して FRAND 宣言を行った（すなわち、ライセンスを供与する旨を宣言していた）標準規格必須宣言特許であったこと、ライセンス交渉過程における三星電子側の態度等を総合的に勘案して、三星電子がそれにもかかわらず差止仮処分申立てや損害賠償請求を行うことは権利の濫用に該当する

としたものである。判例③及び判例④により差止仮処分申立て及び損害賠償請求がいずれも否定されたことは、米国国際貿易委員会における決定（三星電子によるアップル社製品禁輸申立てを認容したもの）に対する米国大統領の拒否権発動や欧州委員会による三星電子に対する競争法違反被疑事件がいずれももっぱら差止請求のみを制限することを念頭においていることと比較して特徴的であり、世界的にみて珍しいという指摘もみられる（高橋元弘「標準化と FRAND 宣言」L&T60号[2013]144頁）。

このように判例③及び判例④が差止仮処分を制限するにとどまらず損害賠償請求をも否定したことについては、特許権者に対する報奨が損害賠償制限によって大幅に制限されることにより将来の研究開発意欲（インセンティブ）が大きく損なわれ、特許制度の根幹を揺るがす可能性があるなどとして、当該インセンティブを確保する観点から再考の必要性がある旨を示唆する見解もみられるところである（参照、判例③の控訴審における日本ライセンス協会ワーキンググループ提出意見書〔<http://www.lesj.org/contents/japanese/image/03jyoho/pdf/20140320ikensyo.pdf>〕）。

### (3) 民法解釈における独禁法違反事実の考慮

判例③及び判例④においては、知的財産権ライセンスの単独の直接取引拒絶の許否に関連して当事者が独禁法違反の成否についても主張を行っていたところ、判決及び決定は、独禁法解釈に言及することなく、また特許権法の解釈によることもなく、民法における信義則（民1条2項）に基づく誠実交渉義務等を斟酌しながら権利濫用（同条3項）の問題として上記の結論を導いている。

本件のように、特許権付与後に現に権利行使が試みられている場合にこれに歯止めをかける方法としては特許法（や民法）と競争法のいずれも用いられる可能性があるところ、両者は、理念の違いではなく、単に法適用の場面が異なることにより使い分けが行われるものと考えられる。例えば、特許権侵害訴訟が提起されれば、裁判所は特許法（またはその背後にある民法の規定）の適用により問題解決を図ることとなるだろう（参照、白石忠志「特許権と競争法をめぐる2013年の状況」パテント67巻2号[2014]107頁）。また、民法上の一般条項の解釈において独禁

法違反の事実が斟酌されることも考えられるのであり、判例③とは異なり公序良俗違反(民 90 条)について検討する文脈ではあるが、すでに裁判例がみられるところである(奥道後温泉観光バス事件・高松高判昭和 61・4・8 審決集 33 卷 125 頁等)。

判例④については、ライセンス拒絶の対象特許が警告①における球団名等や判例②における鉄蓋関連特許と同様に必須性の高い特許であること、三星電子がライセンスを供与する旨を(具体的ライセンス条件については留保を付しながらも)宣言していたにもかかわらず実際にはライセンス供与を拒絶したという警告①類似の経緯が見いだされること、差止仮処分申立てが肯定された場合には判例②と異なり製品市場(スマートフォン等に係る市場)において出荷停止等の影響が現実にも生じることが見込まれること等にかんがみれば、三星電子が本件特許権を買い集め行為により取得したものではない(自ら開発を行った)ことを考慮してもなお、三星電子によるライセンス拒絶及び差止仮処分申立てが「権利の行使と認められる行為」に該当しない(さらには競争の実質的制限が生じることが見込まれる)とみることは十分な根拠があるように思われる。判例③及び判例④は、特許権行使の核心をなす差止請求及び損害賠償請求の許否について民法の一般条項である権利濫用の問題として検討し消極的結論を導いたものであるが、かかる結論は当該特許権行使に対して独禁法を適用することによっても同様に導くことのできるものであったといえよう。

本稿脱稿後、判例③控訴審判決・判例④抗告審決定が行われた(知財高裁平成 26・5・16 裁判所ウェブサイト)。

知財高裁は、差止請求を無限定に許すことは規格に準拠しようとする者の信頼を害するとともに発明に対する過度の保護となり、技術の幅広い利用をためらわせるなど、特許法の目的(産業の発達〔同法 1 条〕)を阻害するおそれがあるとして、相手方が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しない場合を除き、差止請求は権利の濫用であり許されないと判示した。

また知財高裁は、損害賠償請求について① FRAND ライセンス料相当額を超える請求を許容することは必須宣言特許保有者に過度の保護を与え、技術の幅広い利用を抑制させ特許法の目的

を阻害するので、相手方が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しない場合を除き、原則として権利の濫用にあたるとした。他方、② FRAND ライセンス料相当額の範囲内にある請求については、これを制限すれば発明意欲を削ぎ、技術標準化を阻害し、特許法の目的を阻害するおそれがあるので原則として請求は許され、請求を許すことが著しく不公正であるなど特段の事情が存する場合に権利濫用として請求が制限されるとした。その上で知財高裁は、Y は X との間で誠実交渉義務を負うものの Y が他社との間のライセンス条件を X に開示しなかったことを直ちに不当と非難することはできないなどとし、特段の事情の存在を否定した。

知財高裁判決・決定は発明意欲確保や(製品市場における)競争確保等の要請を特許法の目的から導いているところ、これらの考慮要素は競争政策の観点からも理解できるといえよう。また、誠実交渉義務違反の検討(損害賠償請求についてのみ検討されている)において Y が他社との契約条件を開示しなかったことを義務違反の根拠としなかった点や、ライセンスを受ける意思を有しない相手方に対する権利行使が広く許容され得る解釈を明示した点は、ライセンス契約交渉のあり方に関し、知財高裁が意見募集手続を通じて団体等からの実務的な意見を十分に斟酌したことを窺わせるものであり注目される。

---

#### 関連判例・審決

---

本文中に掲げたもののほか、

・着うた事件・東京高判平成 22・1・29 審決集 56 卷(第 2 分冊)498 頁【本誌 10 判例③】

・特許庁審決平成 11・3・10

---

#### 参考文献

---

本文中に掲げたもののほか、

警告①に対する評釈として、

・大久保直樹「独占禁止法上のソフトロー」ソフトロー研究 3 号 [2005] 39 頁

判例②に対する評釈として、

・白石志志『独禁法事例の勘所〔第 2 版〕』[有斐閣・2010] 259 頁

判例③に対する評釈として、

・小泉直樹・ジュリ 1455 号 [2013] 6 頁

---